

京都市水道事業条例の一部を改正する条例（令和6年7月3日京都市条例第 8 号）

（上下水道局水道部管理課）

安全な水道事業を継続するために必要な技術者を確保することを目的として、国が布設工事監督者^{※1}及び水道技術管理者^{※2}の資格要件を見直したことを踏まえ、本市におけるそれらの資格要件を国と同様に改正することとしました。

※1 布設工事監督者とは、水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者をいいます。

※2 水道技術管理者とは、水道の管理についての技術上の業務（水道法に基づく水質検査、水道施設や給水装置が基準に適合しているかどうかの検査等）を監督する者をいいます。

1 布設工事監督者の資格

(1) 資格要件の区分の新設

ア 大学等において機械工学科（機械科）若しくは電気工学科（電気科）又はこれらに相当する課程を修めて卒業したことを資格要件の区分として新設しました。

イ 1級土木施工管理技術検定に合格したことを資格要件の区分として新設しました。

(2) 必要とされる実務経験年数の見直し

ア 現行は、必要とされる技術上の実務経験年数の全てが水道に関するものである必要があるところ、見直し後は、水道の関連分野（工業用水道、下水道、道路及び河川）の実務経験年数をその半分まで算入することを可能としました。

イ 大学における衛生工学又は水道工学の履修をもって必要とされる実務経験年数を1年短縮する取扱いを廃止しました。

2 水道技術管理者の資格

(1) 資格要件の区分の新設

1級土木施工管理技術検定に合格したことを資格要件の区分として新設しました。

(2) 必要とされる実務経験年数の見直し

ア 大学における衛生工学又は水道工学の履修をもって必要とされる実務経験年数を1年短縮する取扱いを廃止しました。

イ 大学で土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者が、大学院で1年以上衛生工学又は水道工学に関する課程を専攻した場合等に必要とされる技術上の実務経験年数を1年短縮する取扱いを廃止しました。

(3) 水道整備・管理行政の移管に伴う規定整備

水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されたことに伴い、関係規定を整備しました。

3 施行日

令和7年4月1日から施行することとしました。ただし、上記2(3)の改正は、公布の日から施行することとしました。

京都市水道事業条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年7月3日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 8 号

京都市水道事業条例の一部を改正する条例

京都市水道事業条例の一部を次のように改正する。

第26条の3第1号中「同じ。）の」を「「大学」という。）において」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「者（以下「第1号の卒業者」という。）であって、2年以上水道」を「後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下「水道等」という。）」に、「もの」を「者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第2号中「学校教育法による」を削り、「の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程」に、「者（以下「第2号の卒業者」という。）であって、3年以上水道」を「後、4年以上水道等」に、「もの」を「者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第3号中「。以下同じ」を削り、「高等専門学校」の右に「（以下「短期大学等」という。）」を加え、「者」を「後」に改め、「であって」を削り、「水道」を「水道等」に、「もの」を「者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第8号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の右に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第11号とし、同条第7号中「水道に」を「水道等に」に改め、「もの」の右に「（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」を加え、同号を同条第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (10) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）

第26条の3第6号中「若しくは第2号」を「から第6号まで」に、「土木工学科若しくはこれに相当する」、「及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する土木科若しくはこれ」及び「（これらの課程に相当する学科目を含む。）」を削り、「年数」の右に「（水道等に

関する技術上の実務に従事した経験に係る年数をいう。）」を加え、「水道に関する技術上の」を「当該」に改め、「者」の右に「(それぞれ当該年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「第1号の卒業者又は第2号の卒業者」を「第1号に規定する課程を修めて卒業した者(以下「第1号の卒業者」という。)又は第2号に規定する課程を修めて卒業した者(以下「第2号の卒業者」という。))」に、「1年以上、」を「2年以上、」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改め、「もの」の右に「(第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。))」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「中等教育学校」の右に「(以下「高等学校等」という。))」を加え、「者であつて」を「後」に、「水道」を「水道等」に、「もの」を「者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))」に改め、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第26条の3第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第26条の4第1号を次のように改める。

- (1) 大学、短期大学等又は高等学校等において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、大学を卒業した者にあつては3年以上、短期大学等を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)にあつては5年以上、高等学校等を卒業した者にあつては7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第26条の4第2号中「前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校」を「大学、短期大学等又は高等学校等」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目を」を「課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除

く。)を」に改め、「同条第1号に規定する」を削り、「同条第3号に規定する短期大学又は高等専門学校」を「短期大学等」に、「同条第4号に規定する高等学校又は中等教育学校」を「高等学校等」に改め、同条第3号中「前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校」を「大学、短期大学等又は高等学校等」に、「薬学に関する」を「薬学の」に、「学科目」を「課程」に改め、「同条第1号に規定する」を削り、「同条第3号に規定する短期大学又は高等専門学校」を「短期大学等」に、「同条第4号に規定する高等学校又は中等教育学校」を「高等学校等」に改め、同条第4号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条第5号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条第6号を同条第8号とし、同条第5号の次に次の2号を加える。

(6) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(7) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附則第6項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

(水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する経過措置)

6 平成31年4月1日前に技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者に対する第26条の3第9号及び第26条の4第6号の規定の適用については、これらの規定中「上水道及び工業用水道」とあるのは、「上水道及び工業用水道又は水道環境」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第26条の4第5号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の日前にこの条例による改正前の京都市水道事業条例第26条の4第5号に規定する講習の課程を修了した者は、この条例による改正後の京都市水道事業条例第26条の4第5号に掲げる者とみなす。

(関係条例の一部改正)

3 京都市水道事業条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第114号）の一部を次のように改正する。

附則第7項を削る。

（上下水道局水道部管理課）